

# 特定退職金共済制度のご案内

山口県中央会では、会員組合に所属する組合員の皆様の福利厚生を充実させる手段として、共済制度への加入をお勧めしております。

## 特定退職金共済制度

人材確保・安定のための従業員の年金・退職金準備

- ・従業員が退職したときに退職金（一時金・年金）を従業員へお支払いします。
  - ・月払掛金は1口1,000円、最高30口30,000円まで加入できます。
  - ・掛金のご負担は全額事業主負担です。（所得税法施行令第73条）
  - ・事業主が拠出した掛金は全額損金算入または必要経費となり、従業員の所得税の対象になりません。（法人税法施行令第135条、所得税法施行令第64条）
- 平成22年5月現在の税制に基づいた記載です。今後税制改正が行なわれた場合には記載の内容と相違する場合があります。

この制度で従業員も安心！！



※ご加入の際には、パンフレットにて詳細を必ずご確認ください。

山口県中小企業団体中央会では、特定退職金共済制度を三井生命に委託しています。

〔共済制度実施団体〕 山口県中小企業団体中央会  
〔引受保険会社〕 三井生命保険株式会社  
〔共済制度委託機関〕（問い合わせ先）  
三井生命保険株式会社 山口支社  
〒750 - 0012 山口県下関市観音崎町12番12号  
TEL 083 - 223 - 0322 FAX 083 - 223 - 0730